

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年6月28日

【会社名】 東京センチュリー株式会社

【英訳名】 Tokyo Century Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 馬場 高一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田練塀町3番地

【電話番号】 0570-084390（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役 常務執行役員
経営企画部門長 兼 経理部門長 平崎 達也

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田練塀町3番地

【電話番号】 0570-084390（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役 常務執行役員
経営企画部門長 兼 経理部門長 平崎 達也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
東京センチュリー株式会社 大宮支店
(埼玉県さいたま市大宮区錦町682番地2)
東京センチュリー株式会社 横浜支店
(神奈川県横浜市西区北幸二丁目8番4号)
東京センチュリー株式会社 名古屋営業部
(愛知県名古屋市中区栄二丁目1番1号)
東京センチュリー株式会社 大阪営業部
(大阪府大阪市中央区本町三丁目5番7号)
東京センチュリー株式会社 神戸支店
(兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目5番1号)

(注)上記の神戸支店は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して縦覧に供する場所としております。

1【提出理由】

当社は、2022年6月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日
2022年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金72円 総額8,798,509,512円

効力発生日 2022年6月28日

その他の剰余金の処分に関する事項

ア 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 3,000,000,000円

イ 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 3,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所であります。）

変更前	変更後
<p>第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p>	<p>（削除）</p>
<p>（新設）</p>	<p>第15条（電子提供措置等） 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p>
<p>（新設）</p>	<p>2．当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>（新設）</p>	<p>（附則） 1．現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 2．前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。 3．本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役13名選任の件

雪矢正隆、馬場高一、吉田政雄、中村明雄、浅野敏雄、田中美穂、沼上幹、岡田明彦、佐藤浩、北村登志夫、原真帆子、平崎達也及び浅田俊一を取締役に選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

野村吉夫及び藤枝昌雄を監査役に選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

岩永利彦を補欠監査役に選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	1,177,680	387	0	(注)1	可決 (99.87%)
第2号議案 定款一部変更の件	1,177,879	187	0	(注)2	可決 (99.89%)
第3号議案 取締役13名選任の件					
雪矢 正隆	1,158,947	19,115	0	(注)3	可決 (98.28%)
馬場 高一	1,157,653	20,396	11		可決 (98.17%)
吉田 政雄	1,174,304	3,761	0		可決 (99.58%)
中村 昭雄	1,162,777	15,288	0		可決 (98.61%)
浅野 敏雄	1,174,373	3,692	0		可決 (99.59%)
田中 美穂	1,174,369	3,696	0		可決 (99.59%)
沼上 幹	1,177,317	749	0		可決 (99.84%)
岡田 明彦	1,173,615	4,450	0		可決 (99.53%)
佐藤 浩	1,176,202	1,863	0		可決 (99.74%)
北村 登志夫	1,176,168	1,897	0		可決 (99.74%)
原 真帆子	1,176,199	1,866	0		可決 (99.74%)
平崎 達也	1,173,780	4,285	0		可決 (99.54%)
浅田 俊一	1,162,132	15,933	0		可決 (98.55%)
第4号議案 監査役2名選任の件					
野村 吉夫	1,155,264	22,635	162	(注)3	可決 (97.97%)
藤枝 昌雄	1,177,613	453	0		可決 (99.86%)
第5号議案 補欠監査役1名選任の件					
岩永 利彦	1,177,567	498	0	(注)3	可決 (99.86%)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。